

# 貸切バスの交替運転者の配置基準

青森観光バス株式会社では下表のとおりワンマン運行の上限を定め、この基準を超える場合には交替運転士を配置（ツーマン運行以上）することとします。（2024年4月1日改正）

根拠とする基準は以下の通りです。

■自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第七号）

「バス運転者の労働時間等改善基準のポイント」（PDF参照）

■貸切バスの交替運転者の配置基準（国土交通省平成25年8月1日改正）

「貸切バス交替運転者の配置基準（解説）」（PDF参照）

お客様に安全をお約束するため、一部項目で上記基準よりも厳しい社内基準を運用しております。運行の内容によっては交替運転者のための宿泊や仮眠施設の手配とその経費のご負担や、運行途中の休憩時間の確保をお願いする場合がありますが、ご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げます。

表中の用語の定義

夜間…午前2時から午前4時までの間に実車でワンマン運行する場合。それ以外は昼間にあたります。

				1日
		昼間	夜間	
ワンマン運行の上限	運転時間	原則一運行9時間まで 週2回まで一運行10時間まで可 ただし1日の運転時間は2日平均で9時間が限度	一運行9時間まで	原則一運行9時間まで 夜間ワンマン運行を行う場合を除き、週2回まで一運行10時間まで可 ただし1日の運転時間は2日平均で9時間が限度
	実車距離	原則一運行450kmまで 以下の条件を満たした場合 昼間は500kmまで ・運行途中に1時間以上の休憩（1回20分以上で分割可） ・乗務中の体調報告	一運行200kmまで	1日に2つ以上の運行に乗務する場合の合計は500kmまで (注：この時、運行と運行の間に連続1時間以上の休憩を入れなければ、別運行とは見なさない。一方、1日の乗務の中で2つの夜間ワンマン運行に乗務する場合には、連続1時間以上の休憩を挟んでいても1つの夜間ワンマン運行とみなす。)
	連続乗務回数	—	連続2夜まで	—
	連続運転時間	高速道路の実車運行区間で概ね2時間まで	実車運行区間で概ね2時間まで	—
	休憩時間	運転時間4時間毎に合計30分以上 (実車距離450km超は運行途中に合計1時間以上（1回20分以上で分割可）)	実車運転概ね2時間毎に連続15分以上 (実車距離400km超は実車運転概ね2時間毎に連続20分以上)	—

※運転者の一日の拘束時間は原則13時間を超えないものとします。

(運行を担当する乗務員の勤務実績により最長15時間まで延長できる場合があります)

